

(学部・大学院外国人留学生) 学生等の学びを継続するための緊急給付金の申請要項

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。支給要件を満たした学生が大学に申請し、大学から国に推薦することになります。申請に際しては、文部科学省作成の学生等の学びを継続するための緊急給付金(学生・生徒用)も確認をしてください。
*本給付事業は国の制度であり、予告なく要件や内容が変わることもありえますことをご承知おきください。

1. 対象

3. の支給対象者の要件を満たす外国人留学生(在留資格「留学」を保有又は在留資格「留学」取得の為の手続き中の方又は申請予定の方

※日本人学生や在留資格留学以外の方は、学生センターの案内に基づき申請を行ってください。

*科目等履修生、特別学生は対象ではありません。*休学中でも申請できます。

※申請締切までに次頁の【取り扱い金融機関】に本人名義の口座を開設できない場合は、申請は行えません。

※第一回目で採用された方は申請できません。*第一回目で採用されなかった方は申請できます。

2. 支給金額

10万円

3. 支給対象者の要件(基準)

(1). 以下の①～⑤を満たす者として大学等が推薦する者

①原則として自宅外で生活をしている(※1)

(自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象)

②家庭からの多額の仕送りを受けていない(※2)

③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており(※3)、1)～3)のいずれかの状況となっている

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し(※4)、その状況が本年度になっても改善していない

3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者

2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者

3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

(2) 上記(1)を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

(※1) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※2) 自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料を含む入学料を含まない)を目安とします。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

※対象要件のすべての条件を満たさない場合も申請を受け付けますが、推薦枠に限りがあるため、推薦順位は下がります。ご理解の程よろしくお願ひします。

4. 申請方法

(1) 以下 URL より文部科学省作成の申請の手引きを参照の上、制度趣旨や条件を確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html) : 文部科学省作成

(2) 添付書類を準備の後、以下の申請フォームより必要事項を入力・添付の後、提出を行ってください。

[学生等の学びを継続するための緊急給付金の申請フォーム](#)

<https://ws.formzu.net/dist/S87152777/> (2022年2月4日9時(予定)受付開始予定)

添付書類 (全てコピーで可)

*アパート等の賃貸契約書の写し、家賃の支払いの根拠書類となる通帳の写し等 (提出可能な場合)

*新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等 (提出可能な場合)

*アルバイト先からの給与明細、通帳の写し (2020年1月以降の減額前・減額後の各1カ月分で前月比50%以上の減少がわかるもの) (提出可能な場合)

*仕送り額が年150万円以下 (入学金含まない・授業料を含む) 以下であることがわかる預金通帳の写し (提出可能な場合)

*以下の【**取り扱い金融機関**】における「利用できる」に指定の金融機関と口座の条件を満たす指定した口座情報のわかる通帳・キャッシュカードのコピー。申請締切までに下記の【**取り扱い金融機関**】に本人名義の口座を開設できない場合は、申請は行えません。

【**取り扱い金融機関**】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合	左記以外(日本国外の銀行等)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

(3) (2) にて提出完了後、申請受付通知のメールが申請フォームに記載のメールアドレスに届きます。

5. 申請締切

2月15日(火) 17時00分

6. 注意事項

(1) 申請は学生等の学びを継続するための緊急給付金の申請フォームからのみになります。

(2) 大学の推薦枠が決まっています。選考の結果、採用されない場合もあります。

(3) 推薦対象者には **3月下旬頃**にご連絡します。

(4) 国の制度のため予告なく要件や内容が変わることもありえますことをご承知おきください。

7. 問合せ先

市ヶ谷キャンパス 法政大学 グローバル教育センター国際支援課

<https://ws.formzu.net/dist/S81701711/>

※限られた人員で申請受付を行っていますので、問い合わせは上記問い合わせフォームより問い合わせをお願いします。ご理解の程よろしくお願ひ致します。以上

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請に関するQ & A

Q1 入力途中のデータの一時保存は行えますか？



→左の画像を参照の上、入力画面の上部に出てくる「入力内容保存/読込」をクリック後、「現在の入力内容を保存」のクリックを行うと保存できます。なお、一時的なデータ保存になりますので、一定期間操作が無かった場合は、保存したデータは削除されますのでご注意ください。

Q2 提出した後、入力内容に誤りを見つけました。どうしたらいいですか？

→再度、最初から申請を行ってください。但し、申請中に「現在の入力内容を保存」を行っていた場合、申請時と同じ端末にて入力画面の上部に出てくる「保存したデータ読込」を行うと、入力したデータを使い、再申請を行える場合があります(Q1 参照)。なお、再度申請を行った場合は、提出期限内の中で申請日時が最後のものを最終的な申請として受付を致します。

Q3 下記に指定の口座は無い場合はどうすればよいですか？

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合	左記以外（日本国外の銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

申請締切までに上記の「利用できる」金融機関に本人名義の口座の作成が行えない場合は、申請が行えません

Q4 アルバイト先からの給与が減った事がわかる書類として給与明細ではなく、通帳の写しでも良いでしょうか？

通帳の写しでも問題ありません。

Q5 家計の事情など大学に伝えたいことはどうすればいいですか？

申請フォーム最後の申し送り事項欄に記載ください。